

# 技術科における安全問題

佐々木 享

## はじめに

私は、原正敏氏など数人の先輩友人とともに、かなりはやくから、中学校・高等学校（主として工業課程）の技術教育において、安全管理と安全教育が軽視されていくことに注意し、とくに技術科の木材加工に危険が多いことをくり返し警告してきた。そして、危険が起つてくることの基本的な要因は、文部省をはじめとして教育行政当局の施策の貧困にもとづいていることを、具体的に明らかにし、その成果を原正敏編『技術科の災害と安全管理』（1964年、明治図書刊）としてまとめた。

ところがその後も、事態は少しも好転するようすがなく、かえって文部省をはじめとする行政指導は、安全対策をもっぱら現場教師のしめつけによって克服しようとしている事実が明らかになって来た。そこで、ここでは、今までに明らかにされて来たことの要点をまとめ、新たにわかつてきた事態が含む問題点を明らかにし、さらに、技術教育の場で子どもの安全を守るためにたたかいいが前進しているという若干の事実を報告してみよう。

## I

技術科教師のあいだでは既によく知られているように、学校教育のなかで危険な機種があり、管理が不充分なために最も災害の多い教科は、中学校の技術科の授業である。この間の事情をかいづまんで示せば次のとおりである①。

① 学校安全会本部に集められている資料を調査したところによると、技術科関係の災害は、死亡こそないけれども、毎年中学校の廃疾（なおっても元にもどらない傷害——いわゆるかたわになる傷害）の総数の3割から4割を占している②。しかも、近年、技術科の機械設備類が充実するにともなって、技術科の授業中における廃疾災害は増加の傾向にある。

なお、技術科に導入される機種のすべてが廃疾災害を起こしやすいだけでなく、とくに危険なのはつぎにのべるような木工機械類である。ところが、現実に中学校に導入される機種としては、文部省の強力な指導（ないし統制）があるために、木工機械が他の機械より群を抜いて多いのである③。

② 中学校の廃疾災害の内容を調べてみると、その9割は木工作業に起因している。技術科の授業中の木工災害によるものだけで、全廃疾の7割に及んでいる④。このような結果を招く最大の原因は、学習指導要領が木材加工を不当に重視していること——315時間中65時間が木材加工学習にあてられている——にある。とくに、検定教科書や文部省著作の『中学校技術家庭科運営の手引き』に記載され、中学校に大量に導入されている丸のこ盤——これによる傷害が最も多い——には、通常の労働者であれば「女子年少者労働基準規則」によって使用が禁じられているものがあることに注目しなければならない。木工機械に対しては労働者のばあいには特別の配慮がされているということは、木工機械がそれだけ危険であることを示しているのだが、文部省は、これらを一切無視するという無責任な態度をとっている。

かりに、技術科で丸のこ盤とかんな盤が使われないようになれば、それだけで、中学校の廃疾災害の約7割はなくなるはずなのだ。（私はこれを全面的に主張しているのではなく、充分な検討に価する問題の一つとして考えているのである。）

③ 以上のような事情が明白になってきているにもかかわらず、文部省や教育行政当局は何ら責任ある具体策を講じていない。訴訟問題などが起つたことを契機として、もっぱら現場教師をしめつけることによって安全を維持しようとしているのである。日本の旧軍隊は竹やりで國を守るといっていたが、今の文部省は「通達」という紙片で安全を守ろうとしているのである。

一般に安全問題は、施設設備で安全な状態に維持管理する安全管理と施設設備の使用者に対して行なう安全教育とに分けて考えることができるのであるが、文部省は予算をともなう前者をかえりみず、もっぱら安全教育を強調して責任の一切を現場教師に転嫁しようとしているのだが、この面での文部省の最近の動きについてはのちにくわしくふれる。

④ 事故の調査および統計は、安全対策をたてる基本的な資料となるのだが、まったく不備のまま放置されている。このことは、わが国が近代的な国家であるという点から考えると全く驚くべきことである。

現在われわれの利用できるものは、学校安全会が生徒災害の補償給付に用いている全国の廃疾災害の資料だけである。これすら、事故発生の責任問題がからむことが多いため不完全であるとみなさなければならない。「廃疾」つまりかたわにならない程度の「けが」の全国統計は今までのところはない。(学校安全会では、廃疾に至らない傷害の補償については都道府県支部で処理しているからである。)

技術科担当教師の傷害(むろん廃疾もある)はおそらく生徒の傷害と同数あるいはそれ以上と推測されるが、これに関する統計は皆無である。

何よりもさきに、正確な傷害の統計が得られる方策がとられるべきだと強調したい。

⑤ 一般の労働者に対しては労働基準法(具体的には「労働安全衛生規則」及びとくに女子と18才以下の年少者には一そく厳格な「女子年少者基準規則」)が適用されて安全の管理水準が維持される。労働者のばあいは、「教育訓練のため」ならばよいという例外もなく、職業訓練生に対しては職業訓練法によって厳重な安全対策が要求されている。

これに対し、中学校の技術科や工業高校などでは学校の生徒なるがゆえにこれらの法規が適用されない(このこと自体は当然のことなのだが)。本来なら、学校教育の場では労働者の場合以上に厳重な安全措置が要求されるべきなのに、現実にはまったく何らの規制も行なわれていない。そのために、一般には危険なものとされ厳重な安全対策が要求されている木工機械が平然と中学校に導入されているのみでなく、文部省がさかんにそれを推奨するという事態をうんでいるのである。

⑥ 技術科では2学級の男子合併の授業が強制のために、しばしば50名を越す生徒がせまい教場で授業を受ける(文部省は鈴木寿雄氏などは、そうならないよう標準法制定のさいに考慮してあるなどといっているらし

いが、現実には少しも改善されていない)。このことが、授業中(作業中)の安全の確保を根本的に不可能にしている。職業訓練法が、指導者1名に対して訓練生10名以下と規定していること——現実には数名である——と技術科とのあいだには雲泥の差がある。なお、工業高校の実習の場合には、1ショップの生徒数は(工業化学科の一齊実験のように)最も多い場合でも20名前後で、全国平均では1クラスを3.2のショップに分けているという調査がある<sup>⑥</sup>。技術科に対する文部省側の施策の貧困さを最も端的に示している。

⑦ 教師の労働が、質量ともに劣悪になりつつあることは文部省などの官庁の調査によってさえも明らかにされていることである。こういう傾向のなかで、一定の作業を伴う技術科教師の労働条件は格別に劣悪である——施設設備の導入はこの傾向に拍車をかけている——ことに注目しなければならない。教師の労働条件の悪いことが、技術科の安全の維持を困難にしていることはいうまでもない。ところで、教師の労働条件に関連することであるが、私たちは、技術科の安全問題を研究調査してきたなかで、多くの教師が、「労働安全衛生規則」が教師にも適用されることをしらないし、この規則の存在やその内容を知っていないという事実に気がついた。このことは、いわば教師の権利意識にかかる問題であるので、教師みずから主体的な姿勢が要求されている——わかっていたところでどうにもならないということではなく、規則の定める安全水準が維持されていかなければ、それを改善することを要求することが必要である、といわなければならない。

以上が、今までの私たちの研究成果の概要であり、これをどう生かすかは戦いの問題といってもよいと思う。

## II

62年4月に、長崎県下のN中学校で技術科の授業中に1人の中学生が手押かんな盤によって左手の指4本;右手の指2本を切断するという災害を起したこと、この事故はいったん刑事問題(教師の過失傷害罪容疑)化したことから、長崎県教委が木工機械使用禁止に等しい通達を県下に流したこと、この通達の趣旨が文部省に気に入らなかったらしく1年後の63年4月には、こんどはたんに安全に気をつけよという趣旨の通達を出したことなどは、2つの通達の全文とともにすでに知られているところである<sup>⑦⑧</sup>。

ところで、この長崎県の事故の際の問題の処理のされ方が、今年の日教組第15次教研全国集会(福島)の技術

教育分科会の席上で明らかにされた。そのうち問題となる要点を、若干の私の意見をまじえながら紹介しよう。

(事実問題は私のメモによる。)

① 事故を調べるために警察は参考人として生徒を呼んでいるが、その際に、安全に注意しろというような注意を受けた、受けないについて生徒間に食い違いのあるときは警察側は教師に不利な証言ばかり採用しようとしたといわれている。また、警察側は、教師は危険な機械を扱う生徒から1m以内に立っていなければいけない一一そうしなければ注意して見ていることにならないといっていたという。これは現在のように多人数の生徒を指導する技術科の授業では不可能なことなのだが。

傷害を起した生徒の父親は木工関係の専門家だったということである。また、事故が起ったときの一般の父兄の態度は教師に対してあまり同情的でなかったという。劣悪な条件のなかで木工機械の使用を強要しているのは文部省や教委なのだというような詳しい事情に通じない父兄としてみれば、いわば当然の心情だといわねばならない。当の教師は、もちろんのことひじょうに苦しんでいたというが、私たちは恐らく全国で同様のことが数多く起っているであろうことを考えると、改めてこうした事態の根源をつくり出している文部省側の態度に怒りを感じるのである。

当の教師は、結局は不起訴になったもの（不起訴になった理由は不明である——おそらく法令上学校教育の安全管理水準がないのだから、起訴することが技術的に困難だったにちがいない）、翌年4月には左遷させられたとのことである。

なお、傷害をした生徒に対しては、その後の生活は市が責任をもつということになり、現在は用務員として働いているという。こういう責任のとり方ですむのかどうか、もっと研究してみなければならない問題であろう。

② 事故の直後しばらくは、木工機械は（前述した通達の趣旨に沿って）使用禁止になり、教師は集められて教委からしかられたという。~~七かるに~~、教委側としては「しかった」つもりはなくとも、事実上の使用が禁止された以上は、木工機械を使っていた教師側としてはそう受けとるのは当然のことである。

ところで、少なくとも丸のこ盤やかんな盤（自動にせよ手押しにせよ）に関する限りは、生徒の安全という観点に立てば使用を禁止したことは正しい措置だといつてよいと思う。実際には、他の機種を含めて一括して禁止（に近い状態）に追い込んだ結果（それは現行の学習指導要領に違反することになるから、文部省の怒りをかう

のは当然なのだ）、初志を貫げずに1年後には再度使ってよいといわざるを得なかったのであろう。

技術科教師の側にしてみれば、2度目の通達で使ってよいといわれても、萎縮してしまっている状態だというが、通達の趣旨に一貫性がないのだからそれはむしろ当然のことだというべきだろう。つまり、長崎県教委は、事態の重大さに驚き2度も「通達」を出したうだけのことだ、本当に安全のために必要な根本問題（私たちがさきにあげたような）は何ら検討しなかったである。

③ その後の教委側の技術科の安全対策としての行政指導は、もっぱら、機械装置類の保全を充分にして安全に気をつけよ、学校ごとに安全規則をつくれ、災害を起しそうな生徒を識別するために「安全テスト」を行なえという3点にしほられ、唯唯諾諾として従っている教師が多いのが実状だという。

ところで、この3点はみな現在の技術科の安全対策としては実状にそぐわないし、少しも根本的な問題を解決することにならないのである。

たとえば、機械装置類の保全に気をつけ、使用することは安全に留意しろといわれてみたところで、労働条件が悪いし——持ち時間数が多く、生徒数が多く、実習室がせまい——それに丸のこ盤のような機械はどのようにしたところで危険であることに変りはないのだから、できぬ相談なのである。結局、使うときは安全が保てないことを承知で無理して使わせるか、さもなければ教師自身が使用する以外にはないのである。

学校安全規則にしても、ほかの条件が解決しなければ法規で安全を守れるはずはないのである。しかも、技術科のための安全規則をつくって実行しようとすると、室内での帽子・作業場でのスリッパをズックなどのような校内の一般的な規則との食い違いなどむずかしい問題ができてしまう——これは実状報告である。

「安全テスト」については別にのべよう。

以上が長崎県で起った事故の経過のなかでわかつてきた事実と問題点である。

### III

前節で長崎県下の事例としてのべたことは、技術科の安全対策として最近の文部省が行なっている指導のなかに貫していることなので、とくに注目しておかなければならない。

要約して言えば、最近の文部省の方針は、1) 技術科で機械類を使うときは安全に留意せよ、2) 学校ごとに（単に1教科の問題としてではなく）「安全規則」を制定

せよ、3) 被災しそうな生徒を識別するために「安全テスト」を実施せよ、というものである。このような方針が出てくる背景には、長崎で起った事故のほか、廃疾災害を起した生徒の父兄が賠償請求裁判を起しているという事実がある。（この賠償請求裁判については別に詳しく述べる。）つまり、文部省がこのような方針を出してきたのは、基本的には、子どもの安全を守るためにではなく、裁判などになったときの責任のがれのためなのである。もし本当に、子どもの安全を守るためにならば、第I節で指摘したような問題を解決することこそが必要なはずなのだ。もちろん私も、安全に気をつけることや「安全規則」をつくることが全く無益だとは思わない。ただ、これらは根本問題をあいまいにし、そのうえ教師へのしめつけだけで問題をのりきろうとしているのだとということを強調しておきたいのである。

文部省の方針に従って、さきに述べた点を中心とした「通達」が、全国教研の分科会での調査によれば、少くとも19の府県教委から出されている。この類は恐らくもっと多いだろうし、また「通達」として出されていくとも同じ趣旨の指導が行われていることに変りはない。

3点のうち2点についてはすでに述べたので、「安全テスト」を実施せよという点について検討してみよう。

すでによく知られているように、わが国では技術科用の「安全テスト」と称するものは、文部省のなかで技術科を担当している役人である鈴木寿雄氏が著作したものしかない。つまり、鈴木氏は、自分が書き、商業出版社から発行している「安全テスト」なるものを、行政指導を通じて使用することつまり買わせることを強要（「指導」といったところで、「通達」ということになれば現在の体制下ではそれは「強要」に近い効果を發揮するのである）しているのである。このことの不当さについては以前にも指摘したことがあるが、最近の状況をみると再び強調しておく必要がある。もっとも、さすがの鈴木氏も、こうした非難を受けた結果であろうか、自分の著作物を授業中に使えというのは気がひけるようになったらしく、近頃は「安全テスト」は正規の授業時間以外に行なえなどと指導しているらしい。時間割表に組まれている授業時間外に実施せよということであろう。教師が行わせ（買わせ）、全生徒がテストを受けるというのに、その時間が時間割表にあるかないかということはどれほどとの違いがあると考えているのでろうか——いかにも役人の考え方そうなへりくつである。

ところでいって、鈴木氏著作の「安全テスト」によって被災しやすい生徒を識別することがほんとうに可能

なのだろうか。

労働科学研究所で安全と災害問題を研究している狩野氏は鈴木氏の「安全テスト」についてつぎのように述べている。

この『安全テスト』は拝見したところ、工作機械の安全な取り扱い方についての知識テストであった。アシーブメント・テストの一種であった。したがって、（これは）産業心理学の領域で考えられている素質上の災害傾向テストとは、別種のものである……。

鈴木の『安全テスト』の本質がよく示されているので説明は要しない。なお、狩野氏は「災害傾向」の問題についてつぎのように述べている。

「受災可能な生徒を云々」ということであるが、産業災害の領域では、一般にこのような意味のこととAccident Proneness「災害傾向」又は「災害頻発性」ということばで表わしている……。（中略）

産業災害の領域ではフール・ブループ(Fool-Proof)が安全管理の大原則であると考えられている。すなはちどんな素質の低い人でも安全に作業できる作業環境条件の整備が、もっとも望ましいと考えられる。

ところが、現実には、この理想からはるかに遠い、いわゆる「安全管理」がなされている。

作業環境条件について、最低限の整備すら行なわないで、むやみに労働者の注意を喚起し、精神訓話や「安全教育」を行ない、更には労働者の素質を云々するという、まことに安易な安全管理が横行しているのが実情である。——中略——

災害傾向のテストは、あくまでも事後に、臨床的なされるべきである。

前に述べたように、その職場のほとんど大部分の者が災害を1回もおこさないように条件が整備されても、なおかつ災害をおこすものがあった時、はじめて、本人の生理、心理、生活環境条件について、あらゆる面から臨床的に詳細な検出と調査を行ない、何らかの欠陥を発見したならば、その後の指導に適当な措置をとることがたて前となるべきである。

このような詳細な検査や調査を、はじめから、多数のものについて行なうことは不可能でもあるし、また意味のないことである。

これ以上の詳しい説明は不要であろう。ここには、災害から入間を守るために基本的な原則についてのすぐれて入間的な洞察がふくまれている。

鈴木氏の「安全テスト」は、このような考え方によればわかるように、どう考えても本来子どもを災害

から守るためのものではない。彼の『工作機械の安全テスト』の教師用手びき書の中にゴシックで書いてあるように@、このテストを実施していれば、刑事上の責任（業務上過失傷害罪）、民事上の責任（損害賠償）あるいは行政上の責任（懲戒処分）をのがれることができるに違いないという子どもへの責任転嫁の役目しかもたないものなのである。何と非入間的なテストであることか。

もっともほんとうに責任をまぬかれるか——だれがまぬかれるというのか、教師なのか・地教委なのか・文部省なのか——どうかということは現実の裁判によって決められることである。そのいずれにせよ、災害が起ったばあいには、子どものかたわが元に戻るわけではないし、当該教師の苦しみがなくなるわけではないことはいうまでもない。

ここで鈴木氏の『工作機械の安全テスト』を実施したという報告の中から2~3の問題点をひろってみよう。

ある教師は、「本年工作機械の安全テストを実施してその結果、特に不合格者には、さらに知能テスト、家族調査、身体検査、運動能力、性格診断テストを併せて行ない、それらを比較対照してみて、指導上の問題点を分析し、事故の防止に努力している」とのべている@。何と驚くべきテスト主義であることか。子どもの安全のためとはいながら、これでは「教育」の範囲をこえていて人権侵害ではないかとうたがいたくなるほどである。この教師のはあい、1年生40名中4名が鈴木氏のいう標準点以下だったという（2年40名は全員合格している！）。そこでこれらの生徒について表に示したような調査結果を得て、この表を「考察した結果、安全テスト

の利用法によれば、テストⅡの得点が標準点の60点に満たない場合は、機械の操作は独自でさせない方がよいとされているが、前記の4人の生徒も調査結果からみた場合、問題の生徒であり、又思考力も集中力も極めて乏しい上に、指導上特に注意を必要とするため、機械操作を中止させている。」とのべている。操作を中止させたあとをどうしたのかに報告されていない。

テスト、テストとくり返したあげくのはてに鈴木氏の「安全テスト」に合格しなかった者には機械操作を中止させた、というのである。これだけのテストを実施するひととお金があったのに、なぜていねいな指導をしなかったのかは今は問わない。この表に現われている子どもが、ほんとうに使用を中止させなければならないのかどうかも今は問うまい。

問題は、鈴木氏の『工作機械の安全テスト』なるものを使用させられたとき、教育の現場では、こういうおそるべきことが起っている事実に注目しなければならないのということだ。

もちろん、同じ安全テストを採用しても、「安全テストは、あくまでも指導の予備テストであり、これによって、機械の使用をさせなかったとすることはできない。生徒の現状を把握することによって、よく高度な指導がなされなければならないと思うし、少なくとも、教師は、このような心構えで指導していかねばならないと思う」という教師もある@。文部省の立場からみれば、あるいは著者としての鈴木氏からみれば後者のような教師がのぞましいに違いない。子どもの状況を適格に把握することは、教師にはいつでも必要なことである。「安全

不 合 格 者 の 個 人 調 査 表@

項目 生徒名	I.Q.	性 格 傾 向	身 体 状 況	家 庭 環 境	備 考
F	85	◦先生は自分をまくみてくれないと強く感じている。 ◦指導性なし、要注意。	◦身体強健。 ◦運動能力普通	◦母の愛情は特に深いが、父が放任がらりであり、兄との心理的のつながりが問題である。	
A	74	◦劣等感が強い。 ◦要注意。	◦運動神経が少々にぶい。	◦父の人生観と愛情、祖父との関係に問題がある。	
K	74	◦父の無理解を気にしている。 ◦まじめだが小心である。	◦小柄 ◦左きき	◦家庭の雰囲気も平凡であり特に問題なし。	
M	84	◦自律性が低い。 ◦友達に認められないを感じている。 ◦要注意。	◦小柄 ◦機敏性	◦兄弟との心理的つながりに問題がある。	

注 ◦知能テスト……大研式D.I.T  
◦大研式家族題係診断テスト……大研式F.C.T

性格傾向診断テスト……C.T.T

「テスト」を実施するとするなら、後者の方が好ましい。だが考えてみると、災害との関係で子どもを適格に把握しようとする同じ頭で、使用させる機械があるいは機械を使用する状況が子どもにとって適格であるかどうかを把握しようとするのはなぜなのか。狩野氏もいうように、このことこそが安全問題としては第一義的に重要なことなのである。

こうして、「安全テスト」を使用することは、正しく事態の本質をみきわめようとする教師の目を覆ってしまう役目をもっているといわなければならない。このことについて、長崎の教師はつぎのように発言していた。

「安全テストを実施してみると、ほとんどの子どもが標準点以上という結果がある。それではその大部分の生徒は安全なのかといえば、全くといっていい程だめなのである。安全に作業を行なうことに習熟させなければならぬし、安全に作業ができる条件をつくりださなければならない。われわれは、安全テスト頼むにたらずといふほかはない。」

#### IV

全国の技術科教師が、前記の趣旨の「通達」による行政的指導に唯唯諾諾として従っているというわけではない。日教組の第15次教研全国集会では、通達をめぐる次のようなたたかいとその成果が報告された。注目すべきものなので紹介しよう④。

「福岡県教育委員会においては『技術・家庭科の安全対策について』という通達を昭和39年12月12日付、39教學1236号をもって、さらに昭和40年6月9日付40教學691号を出した。この通達は、地教委を通じて、校長・そして現場教師に下りて来た。この通達が学校によっては、どこかで止まり、全く知らされていない教師が多い。事故がない場合はそれでよいかも知れないが、いつたん事故が起きた時は、この通達が極めて大きな力を發揮することになろう。もしも我々技術科教師が通達の中にあることに違反して事故を起した場合には、責任を問われる事にもなりかねない。」

そこで柳川支部技術科部会においては、この通達が出された時点において、さっそく、地教委交渉を持ち、次の点について話し合った。柳川支部の技術科は、県の通達の線からすれば、極めて問題の状態にあり、いつどんな事故が発生するかも知れない。我々は最善を尽して事故の防止につとめ、指導にあたっているが、それにも限界がある。従って通達（1枚の紙）の出しちゃなしではなく、すみやかに技術科の施設設備と教育条件について

検討され、善処されるよう要求した。

その結果つぎのようなことをとりきめるに至った。

① 柳川市では8年程前から前後3年間かけて、技術科の授業は1学級を2分して行なうようにしてきた。ところが最近になって、2分してやると教師全体の持ち時間数が多くなるのでなんとか合併するようにできないかという声がでて来ていたのだが、通達を契機に2分する必要性を再確認させた。

② 技術科の安全管理と安全教育については、地教委や校長も責任をもたねばならないのだということが確認された。

③ 技術科の施設設備は、移行措置以来毎年特別予算を組んでいたのでもう止めようかという話題がでていた。しかし、現状は極めて不満足であり改善しなければならないということで続けて計上することになった。

④ 技術科の安全については地教委・校長・教科主任で研究会をもって話し合ったが、通達を出したからそれは講習会をやれということで第2回には実技講習を開かせた。

⑤ なお県の技術・家庭科研究会はしめつけばかりやっているが安全のこともやれと要求したので、40年6月9日には地教委・校長を指導する通達を出したという。

もれ聞くところの話によれば、最近、学習指導要領の改定を審議している文部省関係者のあいだでは、技術科の木工の部分を少なくするかどうかでもめているといわれる。せっかく木工機械類を導入したのだから減らすわけにはいかないという強硬意見もあるときく。つまり意地や業者の要求などを考えるまえに、日本の子どもの安全の問題を優先して考えて欲しいものだと痛切に思わずにはいられない。

① 拙稿「技術教育における経験主義の克服をめざして」、『教育評論』65年臨時増刊号参照。

② 原正敏編『技術科の災害と安全管理』(1964年)、22ページ。

③ 拙稿「技術教育と安全管理」、『教育評論』63年11月号、61ページ。

④ 前掲注2)の25ページ。⑤ 前掲注2)の89ページ。

⑥ 前掲注2)の198ページ以下。

⑦ 原正敏「技術科における安全管理・安全指導」『生活教育』63年8月号

⑧ 拙稿「技術科教育と生徒の安全」『技術教育』63年8月号

- ⑨ 前掲注3) 62ページ。
- ⑩ 前掲注2) の137~145ページ。
- ⑪ 鈴木寿雄『工作機械の安全テスト』教師用の手引き, 26ページ。
- ⑫ 板山長治「機械操作のための安全対策の一途途」『技術教育』65年8月号
- ⑬ 上野啓一『技術教育における指導上の諸問題』(日教組第15次・日高教第12次 教育研究全国集会報告書) 9ページ。
- ⑭ 横山開『技術科の本質的追求と安全教育』(日教組第15次・日高教第12次 教育研究全国集会報告書) 12ページ。

(専修大学)

#### <資料>

#### 福岡県教育委員会通達

##### “安全対策と安全教育について”より

最近、県下中学校、高等学校において、教科時間やクラブ活動中における理科実験、運動競技、技術・家庭科等に伴なう事故が頻発していますが、このことについては、安全管理や安全教育を単なる事故防止としてのみ考えることなく、生命尊重、科学尊重、労働尊重の基本事項を確立するという観点から指導を行なうとともに特に下記事項に十分留意するよう貴下各学校（貴校職員）に周知方お取り計らい願います。

記

1~4略

#### 5 中学校技術・家庭科実習中の安全確保について 中学校技術・家庭科における安全対策について

中学校技術・家庭科の設備で工作基準（昭36.6.21 文部省告示第64号）の安全規定に著しく合致しない危険な機械類を使っているむきもある。また安全装置のある機械でも多数の生徒が集団で自習している現状および生徒の精神的、身体的発達段階にかんがみ、下記要領による安全対策の樹立と実施の徹底を期する観点から施設設備について常に実情を把握するとともに、その充実について格段の配慮を行なうことが望ましい。

記

##### 1 生徒に守らせる中学校技術・家庭科の安全規則について

- (1) 安全規則は校長が設定し、担当教員によって生

徒に周知徹底させる。

- (2) 安全規則には実習室の服装に関する事項、行動、整頓に関する事項、機械類の操作に関する事項、破損異常発見の届出に関する事が含まれること。

#### 2 特定機械の安全対策について

- (1) 丸のこ盤、手押しかんな盤

ア 刃物部分に安全カバー、ベルト部に安全カバー、又は、柵を設けること。

イ 作業者を含めて周囲80cm以上の床上に安全色による区画をえがき作業者1人だけ許可し、この中で作業させること。

ウ 板押し、板押えを常備し作用させること。

エ 調整は生徒にさせないこと。

オ 削材の厚さ、長さの上限、下限をそれぞれの機械に応じて規定し、それ以外のものは切削させないこと。

カ 死にぶしは手押しかんな盤で切削させないこと。

キ 材料は木取りできる寸法で調達するとか、グループ製作を取り入れるなどして多数の生徒が集中する作業を避けること。

ク 日曜大工セットの丸のこ、手押しかんなは使用させないこと。

ケ 旧式で安全対策のほどこしようのないものについて校長は、市町村教育委員会に報告し使用を禁止すること。

#### (2) 卓上ボール盤

ボール盤万力をつけるかジグを使わせ固定しない穴あけ作業はさせないこと。

#### (3) 両頭研削盤

ア 防塵用透明盤をつけるか防塵めがねをつけさせ、はだか目による研削作業をさせない。

イ 研削するときの足の位置を床の上に描いておき砥石外周の切接方向から体をさける。

#### (4) 発動機

スクータ、原動機の操作技術の指導はさけること。

#### 3 電源対策について

実習室の主電源は、施錠し、毎授業時担当教師が開閉すること。

#### 4 放課後の実習について

やむを得ず行なうときには、正規授業と同じく監督すること

#### 5 危険を予想される生徒について

身体的欠陥、精神的疾患等、機械の使用に適切を欠く生徒を把握しその指導について特に注意すること